

## 安芸市お試し訪問活動支援事業補助金交付要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、安芸市（以下「市」という。）への移住又は定住の促進及び地域の活性化を図るため、市内での住居及び仕事を探す者又は地域の暮らしの体験（以下「お試し訪問活動」という。）を行う者に対し、市内への訪問に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する安芸市お試し訪問活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の許可を受けた施設又はこれらに準ずる施設で、市内に所在するものをいう。
- (2) 公共交通機関 鉄道、バス、航空機、船舶等の不特定多数が利用する有償の交通機関をいう。
- (3) お試し訪問活動 市への移住又は定住を目的とし、本市職員の案内・指導・助言の下で行う、住居探し、就業先探し、地域体験、関係機関訪問等をいう。
- (4) 同行者 お試し訪問活動を行い、申請者と共に訪問し、移住または定住に関する目的で同行する者をいい、申請者と同一世帯に属する者等をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者及びその同行者とする。

- (1) 県外に住所がある者
  - (2) 市への移住又は定住を目的とする活動のために、本市を訪問する者
  - (3) 事前に移住又は定住を目的に本市職員と相談を行い、その案内・指導・助言の下で本市を訪問する者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 当該訪問に際し、他の公的制度による補助を受けている者
  - (2) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者
  - (3) 別表第1に該当する者

### （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の内訳、補助率及び補助上限額等は、別表第2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。（補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(2人以上で利用しようとする場合は代表者に限る。以下「申請者」という。)は、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、お試し訪問活動を行う日から起算して14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市お試し訪問活動支援事業補助金活動計画書(別紙1)
- (2) 補助対象経費に係る金額を証明する書類の写し(見積書、予約確認表など)
- (3) 申請者および同行者の居住地を証明する書類の写し(住民票、免許証など)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更が生じたときは、あらかじめ、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、お試し訪問活動を行う日から起算して7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 安芸市お試し訪問活動支援事業補助金変更活動計画書(別紙2)
  - (2) 変更後の補助対象経費に係る金額を証明する書類の写し(見積書、予約確認表など)
- 2 市長は、前項の規定により申請を受け、これを承認したときは、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金変更承認決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金額の確定)

第8条 交付決定者は、交付決定を受けたお試し訪問活動が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交通費及び宿泊費の支払を証明する書類の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は前条による報告を受けたときは、内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、安芸市お試し訪問活動支援事業補

助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第10条 市長は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱の規定に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、安芸市お試し訪問活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているとは、期限を定めて安芸市お試し訪問活動支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は自らその他必要な調査をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年安芸市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2（第4条関係）

交通費	対象経費	(1)お試し訪問活動のための居住地から安芸市内への往復交通費で、公共交通機関を利用した実費のうち、移動に必要と合理的に認められるもの。タクシーは遠隔地からの移動に代替性がない区間の最小限に限る。 (2)お試し訪問活動のための居住地から安芸市内への移動に係る往復の高速道路等利用料（実費に限る）で移動に必要と合理的に認められるもの。 (3)高知県内で貸渡契約を締結したレンタカーのリース料。（燃料代は含まない。）
	補助率	10/10
	補助上限額	5万円（一申請）
宿泊費（※1）	対象経費	宿泊施設（※2）での宿泊費
	補助率	10/10
	補助上限額	1人1泊あたり1万円（一申請） ※ただし1グループで5万円までを上限とする。

（※1）宿泊費は食事料、駐車場料金等の宿泊に附帯するものを除く。

（※2）宿泊施設とは旅館業法第3条の許可を受けた施設又はこれらに準ずる施設で、市内に所在するものをいう。